

公益財団法人日本精神衛生会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本精神衛生会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、国民の精神衛生及び精神保健に対する関心を高めることによって、精神障害及びその他の適応障害を予防するとともに、精神障害者の医療及び福祉の改善を期し、もって国民の精神的健康の保持向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 精神保健に関する普及啓発事業
- 二 精神障害及びその他の適応障害の発生予防、精神障害者の医療並びに福祉の改善に関する事業
- 三 その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は本会の目的である事業を行うために不可欠なものであつて、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 本会の公益財団法人移行登記日前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- 二 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを承認した財産

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するため

に善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を経たうえで、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事並びに評議員の名簿
- 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前2項の各号の書類等については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 本会は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令で定めるところにより、貸借対

照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本会に、評議員3名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもつて行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げるものの配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）又は業務を執行する社員であるもの

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は本会の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第13条 評議員に対して、各年度の報酬総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める役員及び評議員、顧問の報酬等並びに費用に関する規程（以下「報酬等の支給の基準」という。）に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（評議員会）

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬の額及び評議員に対する報酬等の支給の基準

- 三 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- 四 定款の変更
- 五 残余財産の処分
- 六 基本財産の処分又は除外の承認
- 七 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - 三 定款の変更
 - 四 基本財産の処分又は除外の承認
 - 五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき

評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長は、前項の議事録に記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 6 章 役員等

（役員の設置）

第 22 条 本会に次の役員を置く。

一 理事 12 名以上 15 名以内

二 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

（役員の選任等）

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

一 各理事について、次のイからへに該当する理事の合計数が理事の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

イ 当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該理事と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該理事の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げるものの配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する理事の合計数が理事

の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人）又は業務を執行する社員であるもの

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

5 前項の規定は、監事についても準用する。

6 監事には、本会の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了の前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するまでとする。

4 理事又は監事については、再任を妨げない。

5 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第28条 役員に対して、各年度の報酬総額が100万円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第29条 本会は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本会は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、金5万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(顧問)

第30条 本会は、顧問として3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問に対して、各年度の報酬総額が20万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、顧問には費用を弁償することができる。

第7章 理事会

(理事会の設置)

第31条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は次の職務を行う。

- 一 本会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集するものとする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、議長は出席理事の中から互選で選ぶ。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事、監事が、理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第24条3項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 8 章 賛助会員

(賛助会員)

第 37 条 本会の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

2 賛助会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員に関する規程による。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 38 条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成、運営に関する必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 11 条についても適用する。

(解散)

第 40 条 本会は、次の事由により解散する。

- 一 基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功の不能
- 二 その他法令で定められた事由

(公益目的取得財産残額の贈与)

第41条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

（株式又は出資に係る議決権の行使）

第42条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

（残余財産の帰属）

第43条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

（事務局）

第44条 本会に事務処理を実施するための事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第12章 公告の方法

（公告の方法）

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、当該解散の登記の日の前日を特例民法法人

の事業年度の末日とし、当該設立の登記の日を公益法人の事業年度の開始の日とする。

3 この法人の最初の代表理事は、廣瀬徹也とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げるものとする。

井上令一	江尻美穂子	江畑敬介	太森健一
岡本淳子	萱間真美	鈴木二郎	

5 令和2年3月26日一部改訂（第2条）

6 令和7年3月28日一部改訂（第2条）